

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 研究科の理念・目的は、適切に設定されているか。

本研究科は修士課程（博士前期課程）が平成20年に開設され、保健看護学発展に寄与できる人材育成することを目的として教育を実践してきた。

研究科の理念・目的および教育目標は以下のとおりである。

-保健看護学研究科の理念・目的-

広い視野と高邁な倫理観に立って、人間の尊厳を重視する保健看護学の教育・研究を進め、保健・医療・介護・福祉に対するニーズに先駆的に対応し、健康に関する様々な分野相互の連携の重要性が理解できる資質の高い保健看護職者と健康関連専門職者を育成する。

-保健看護学研究科の教育目標-

- (1) 地域の人々が共に自立した生活が営めるように、解決すべき課題に対し地域の保健医療機関と協力して取り組み、地域の健康文化の形成と発展に貢献できる能力を育成する。
- (2) 各看護専門分野において、質の高い看護を目指し、他の医療専門職者と相互に連携を図り、それぞれの職務を果たし、チーム医療を推進し、高度な専門職業人として協働できる能力を育成する。
- (3) 保健看護分野を基礎から支える研究に取り組み、その学問の発展に貢献できる高度な専門的知見の集積や技術・開発を推進できる人材を育成する。
- (4) 社会的な健康問題に関する対応に積極的に参画し、教育や政策の場でも新たに改革する者として、行動を起こせる能力を育成する。

-育成する具体的人材像-

- (1) 社会地域での健康文化の発展にリーダーシップを発揮できる専門職の育成
- (2) 保健・医療・福祉を総合的にコーディネートできる専門職の育成
- (3) 高度な専門的知識・技術を有する専門職の育成

(2) 研究科の理念・目的が大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

本研究科の理念・目的、教育目標は、ホームページ、大学院シラバス、募集要項、本学保健看護学部の学部案内に記載して発信している。周知方法は、教職員には新任時オリエンテーションにて、学生には4月初旬のオリエンテーションにて説明している。学外へは、ホームページおよび関連保健看護機関等に配布する本学保健看護学部の学部案内にて周知している。

(3) 研究科の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

本研究科の教育内容、そのあり方については、随時、研究科委員会において協議し、また、毎年度末に学生へのアンケート調査を実施し、定期的検証を行っている。

2. 点検・評価

1) 効果が上がっている事項

(1) 研究科の理念・目的は、適切に設定されているか。

本研究科においては、修了直前の2月に自己点検のアンケートとして「大学生活に関するアンケート」を実施している。この4年間では修了生51名のうち41名から回答を得ている。(有効回答率80.4%)この資料では、本大学院の教育理念をよく知っている、まあまあ知っている者は33名(80.5%)であった。したがって、修了生に対して教育理念は周知できていると評価できる。

過去4年間の修了生51名の動向をみると、6名が教育職に就き、45名が県内外の病院、保健所、学校等の公的機関等に就職・復職している。また、教育職に就いた修了生の中には、本学の助教として教育指導にあたっている者もある。病院に復職した者では、師長等として、あるいは後進の指導的立場として活躍している。修了生の研究発表数、論文数をみると、研究発表数は53、論文数14本である(～平成24年度)。

修了生の動向あるいは研究状況が、本研究科が育成する具体的人材像を反映している状況から判断して、本学の教育理念・目的は、適切に設定されていると評価する。

3. 将来に向けた発展方策

近年要望の多い専門看護師コースのひとつとして、がん看護教育課程の開設を平成26年度に向けて準備中である。

本学の教育理念・目的を修了生においても具体化あるいは発展させる方策として、学会活動の参加が挙げられる。そこで、和歌山県立医科大学保健看護学会を平成20年より設立し、教育および研究発表の場としている。修了生に対し積極的な参加を促す必要がある。

4. 根拠資料

1-1 和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科シラバス

1-2 和歌山県立医科大学保健看護学部案内

1-3 和歌山県立医科大学ホームページ

1-4 和歌山県立医科大学保健看護学部 和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科
和歌山県立医科大学助産学専攻科 年報 平成20年度～平成24年度

1-5 大学院生自己点検アンケート

1-6 和歌山県立医科大学5カ年計画(2006年度～2011年度中期目標)

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 研究科の研究教育組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学研究科の研究教育組織は、本学教育理念、目的、目標に沿って開設されており、健康科学領域、基盤看護学領域、生活・地域保健学領域から構成されている。

(2) 研究科の研究教育組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

研究科委員会において、諸問題を月1回さらに必要な時には随時、検討してきている。

2. 点検・評価

1) 効果が上がっている事項

(1) 研究科の研究教育組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

研究科委員会における諸問題の検討を通し、教育の基本方針の共有を図っている。開講科目の中にはオムニバスの科目があるが、科目責任者を設け、その教員を中心として全体統括を図っている。

専門分野の教員を中心とした指導体制を取っているが、研究計画書提出の段階から専門分野以外の教員の指導も受けられるシステムを取っている。修士論文の研究計画発表会や中間報告会を開催することで各専門領域の教員が連携を図りながら、学生に直接アドバイス等できる環境が整っている。これらにより、専門性の高さや学際的視野に立つという本研究科の教育理念を担保している。

(2) 研究科の研究教育組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

研究科委員会において、諸問題を月1回検討していることから、定期的に改善され、適切な研究教育組織へと変化している。

2) 改善すべき事項

(2) 研究科の研究教育組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

これまでの研究教育組織の検証は定期的に行っているが、部分的であり、全体の視点からの改善を図る必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

理念・目的に沿って専門看護師コースの増設の機会を活用して研究教育組織の強化を図る必要がある。

今後、本研究科が平成25年4月に開設する博士後期課程と連携した研究教育組織を検討する必要がある。

2) 改善すべき事項

教育研究組織の適切性は、大学活性化の根幹をなす。したがって、今後はその定期的な検証について成文化し、規程として整備する必要がある。

4. 根拠資料

2-1 和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科シラバス

2-2 和歌山県立医科大学保健看護学部案内

2-3 和歌山県立医科大学ホームページ

2-4 和歌山県立医科大学保健看護学部 和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科
和歌山県立医科大学助産学専攻科 年報 平成 20 年度～平成 24 年度

2-5 和歌山県立医科大学 5 カ年計画(2006 年度～2011 年度中期目標)

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

保健看護学研究科の教員には高い研究能力をもつことが求められているが、研究科の教員としての資格要件などは定められていない。しかし、特別研究の指導者は限定し、各科目を教授する教員については研究科委員会で検討し、決定している。

研究科における教員配置は、基本的には学部の教員配置を踏襲している。研究科には研究科長と副研究科長を配置している。研究科には3領域の研究領域を設置しているが、各研究領域別には、責任者などは定めていない。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

本研究科の教員構成は、本大学学部教員、医学部・附属病院等教員、学外非常勤講師から成り、以下の通りである。教員の総数は19名である。

1) 教員名簿

職名	氏名	分野	担当科目
研究科長 教授	山田和子	地域看護学	地域看護学特論・演習A・B、家族看護学
副研究科長 教授	有田幹雄	健康増進学	健康増進学特論・演習、保健看護学概論、臨床入門
教授	石村由利子	母性保健学	母性保健学特論・演習
教授	上松右二	神経機能形態学	神経機能形態学特論・演習、臨床入門
教授	内海みよ子	小児保健学	小児保健学特論・演習
教授	志波充	メンタルヘルス学	メンタルヘルス学特論・演習、臨床入門
教授	水主千鶴子	高齢者看護学	高齢者看護学特論・演習
教授	鈴木幸子	慢性看護学	慢性看護学特論・演習A・B
教授	西村賀子	英語	英語文献講読
教授	鹿村真理子	基礎看護学	基礎看護学特論・演習、看護教育論、看護理論
教授	森岡郁晴	環境保健学	保健看護学研究法、環境保健学特論・演習
教授	柳川敏彦	発育・育成学	発育・育成学特論・演習、臨床入門
准教授	岩原昭彦	心理学	保健看護情報統計学、心理測定評価論
准教授	水田真由美	基礎看護学	看護教育論、基礎看護学特論
准教授	宮井信行	健康科学	保健看護情報統計学、保健疫学方法論
准教授	宮嶋正子	急性看護学	急性看護学特論・演習
講師	辻あさみ	慢性看護学	慢性看護学演習A
講師	武用百子	精神看護学	コンサルテーション論
講師	前馬理恵	地域看護学	地域看護学演習A・B

2) 医学部・附属病院等教員名簿

氏名	所属等	担当科目
池田裕明	教養・医学教育大講座 教授	医療と法

3) 非常勤講師名簿

氏名	所属等	担当科目
清水安子	大阪大学大学院医学系研究科 教授	保健看護学研究法
白井みどり	大阪市立大学医学部 教授	高齢者看護学特論
武田眞太郎	和歌山県立医科大学 名誉教授	ヘルスケアエシックス、 保健看護学概論
田中登美	甲南女子大学看護リハビリテーション学部 准教授	コンサルテーション論
田中結華	摂南大学看護学部 教授	保健看護情報統計学
出口禎子	北里大学看護学部 教授	コンサルテーション論
泊祐子	大阪医科大学看護学部 教授	家族看護学
長江弘子	千葉大学大学院看護学研究科 特任教授	在宅ケア看護学特論
西村ユミ	首都大学東京健康福祉学部 教授	保健看護学研究法
林千冬	神戸市看護大学 教授	看護管理論
平野かよ子	東北大学大学院医学系研究科 教授	地域看護学特論
深谷智恵子	亀田医療大学看護学部 教授	急性看護学特論
真継和子	大阪医科大学看護学部 准教授	家族看護論
村上弘之	東京医療大学ヒューマンケア学部 准教授	看護管理論
柳井勉	関西福祉科学大学 名誉教授	健康マネジメント政策論
山本國夫	甲子園大学栄養学部 教授	健康栄養学
山本博之	和歌山県立医科大学 名誉教授	保健看護学概論

共通科目は、科目の質を担保するために非常勤講師を委嘱している。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

博士号をもつ准教授以上の教員は大学院の教育を兼務している。教員募集時に大学院の科目の担当を兼務できることが望ましい旨などは明示し、保健看護学部と保健看護学研究科との兼務体制を支障なく維持できるように努めている。

研究科委員会において、非常勤講師、特別講義講師の履歴を確認している。さらに諸問題を月1回さらに必要な時には随時、検討してきている。しかし、教員組織全体の視点からの定期的な点検・評価は十分に行われてこなかった。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

FD活動は、FD委員会が中心になって、保健看護学部の教員を対象にFD研修会を開催している(表3-1)が、そのうち年に1-2回は保健看護研究科の教員を対象とした内容で行っている。

表 3-1 過去 5 年間の FD 研修会のテーマ

年度	FD 研修会のテーマ
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際保健活動の現況について」 ・「ビクトリア大学の看護教育の協力的なカリキュラムについて」 ・「養護教諭の過程とその仕事について」
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「看護系特別研究論文指導と修士論文の審査基準について」 ・「看護系大学院における研究指導一質的研究論文の指導課題について」 ・「学際調査の重要性とその実践」 ・「看護学教育評価論」
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「看護の FD という視点からの学習支援の必要性」 ・「和歌山大学保健管理センターの現状について」 ・「カウンセリングを通して見えてきたこと－青年期編－」
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「英語文献検索」 ・「看護師のメンタルヘルス支援と職場復職支援の現状」 ・「カナダにおけるナース・プラクティショナー」 ・「テュートリアル教育の概念と実践－22 年の経験から－」 ・「リーダーのあるべき姿－松下幸之助翁のもとで学んだこと－」
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「がん看護専門看護師の役割と実際の活動」 ・「これからの FD (Faculty Development) を考える～マネジメントの視点から～」 ・「臨床と教育の連携」 ・「医療系大学（医学部、看護学部）の教養教育の現状の問題点と改革について」

2. 点検・評価

1) 効果が上がっている事項

(2) 研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

若手教員の資質の向上並びに教員組織の整備のために自学での大学院生としての教育を押し進め、毎年 1～2 人程度の教員を修士課程の学生として育成している。現職の助教では、本研究科修士課程を修了した者が 4 名いる。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

研究科委員会において、非常勤講師の履歴等を審査していることから、適切な非常勤講師の採用ができています。

(4) 教員の資質向上を図るための方策を講じているか。

FD委員会活動による研修については、全員参加が義務付けられていることにより、積極的な参加を得られるようになっている。

研修会では科学研究費などの外部資金を確保する内容も含まれている。そこで、本研究科教員の科学研究費、各種助成金による研究助成金の獲得件数をみると（表 3-2）、文部科学省科学研究費補助金助成は平成 24 年度 23 件であった。採択数は増加傾向にある。

表 3-2 研究助成金の年度別獲得件数

年度	科学研究費助成金	その他（学外）
平成20年度	10	4
平成21年度	12	1
平成22年度	14	2
平成23年度	18	1
平成24年度	23	3

2) 改善すべき事項

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

保健看護学研究科においては、研究科の教員としての資格要件を定めておらず、研究科委員会で該当教員について検討、決定している。今後、研究科教員としての資格要件を定め、審査体制を確立する必要がある。

これまでの組織の検証はあくまでも部分的なものに止まり、全体の視点からの改善を図るためには、定期的な検証が必要である。

(2) 研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みはあり、それ自体は適切に機能している。しかし、研究科の教員としての資格要件が定められていないため、研究科の教育課程に相応した教員組織の整備が必要である。

研究分野によっては適切な教員の確保が困難になっている。また、教員の欠員が続き、非常勤講師で対応している状況である。学内教員の教育・研究を推奨しながら、非常勤講師による対応だけでなく専任教員が教育内容に責任をもてるカリキュラムに再編する必要がある。

(4) 教員の資質向上を図るための方策を講じているか。

研究に関するFDは、研究に関する研修以外は希薄であった。これを踏まえ、教育と研究のFDをバランスよく行っていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

保健看護学研究科における諸活動は、教育の理念並びに目標の再共有化、地域貢献の意味の再確認、大学運営における委員会活動の重要性などについて考える機会となっている。今後も教員全体として種々の活動に取り組んでいく。

(2) 研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

保健看護学部部の教員の採用については、看護系大学が200校を超える時代になって適切な人材の確保が困難なことから、今後も本学の修士課程さらには博士課程の修了生を確保する努力を続けなければならない。

2) 改善すべき事項

(2) 研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

研究科の教育課程に相応しい教員組織の整備が必要である。現段階では、責任をもてる教育内容を担保するために非常勤講師を活用している。担当教員がない分野には担当できる教員を採用していく必要がある。今後、より魅力ある分野が開講できるようなカリキュラム編成が必要である。

また、例えば予算・スタッフの充実など、教員の教育・研究意欲が高くなるような教育・研究環境の整備が必要である。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

教員は保健看護学部と大学院研究科の兼務の体制をとっているため、大学院担当のみの教員募集は行っていない。昇任についても同様である。大学院研究科における講義や論文指導、委員会活動や大学運営において重要な役割を担っていく教員の補充に取り組む課題がある。特に教員の欠員の補充については、大学の将来構想を踏まえて適正な組織を維持し、さらなる戦略的な活動を進めるためにも慎重に対応すべき課題である。

(4) 教員の資質向上を図るための方策を講じているか。

教育活動については、FD委員会による教育と研究のバランスがとれた研修の充実、特に教員個人個人の課題に応じた研修が受けられるように、個人個人の目標を毎年自覚的にたててもらう必要がある。そのためには、教員の教育研究活動の評価方法の改善を検討することが必要であろう。

4. 根拠資料

3-1 和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科シラバス

3-2 和歌山県立医科大学保健看護学部案内

3-3 和歌山県立医科大学ホームページ

3-4 和歌山県立医科大学保健看護学部 和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科
和歌山県立医科大学助産学専攻科 年報 平成20年度～平成24年度

第4章 教育内容・方法・成果

第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

大学院シラバス（根拠資料 4-1：p1）に、修士課程の教育目的が明示されている。

和歌山県立医科大学学位規定は、昭和 38 年に施行された。平成 20 年に保健看護学研究科が設置されたため改正され、平成 21 年にも改正が行われた。

学位授与方針は大学院シラバスに記載している。学位授与は 30 単位を修得することが要件である。修士論文及び課題研究論文は在学期間中に提出し、論文の審査及び最終試験に合格することで学位が授与される。この要件は入学時のガイダンスにおいて周知している。論文審査体制は大学院シラバス（p73～）に明示している。また、年度初めにも大学院シラバスに基づき、全大学院生に確認を行っている。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

本研究科は、3 つの領域と 13 分野で構成されている。このことは、大学院シラバス（p3）に示されている。

本研究科修士課程は、専門的知識と技術を修得するだけでなく、社会との関わりを基盤として、保健・医療・福祉の将来のあり方を見通せる広い視野・洞察力・実践力と、疾病から健康にいたる科学的知識に基づく高度な統率力をもった健康づくりに関わる専門職業人を育成することを目的に編成している。この目的に基づき構成された各分野の講義内容の概略は、大学院シラバス（p7～）に記されている。また、修得すべき単位数と履修科目については、大学院シラバス（p3）に示され、大学院生に周知している。教職員には研究科委員会を通して、あるいは大学院シラバスを通して周知している。

(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか。

教育目的、学位授与方針および教育課程の編成については、大学院シラバス及び本学保健看護学部の学部案内に掲載している。また、ホームページに、教育理念と育成する具体的人材像、教育課程の編成について掲載している。これらについては、4 月のガイダンス時に学生に説明している。また、新任教職員に対しては、就任時にオリエンテーションを実施し周知している。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

研究科委員会において、教育目標、教育課程の適切性について、教育目的を達成できる教育課程の編成となっているかを月 1 回さらに必要な時には随時協議している。同時に、学位授与方針についても協議してきた。

2. 点検・評価

1) 効果が上がっている事項

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

和歌山県立医科大学学位規程は、平成 21 年に改正され現行のものになっており、シラバスに掲載している。これにあわせて、特別研究修士論文公開発表会と論文審査・最終試験の要項がシラバスに掲載されている。

(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が大学構成員（教職員及び大学院生等）に周知され、社会に公表されているか。

教育目的・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、大学構成員に周知されている。

大学院生には、募集要項、ホームページ、シラバス、学年はじめのガイダンス等で周知されている。

(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

年 1 回実施する大学院生のアンケートの結果について、研究科委員会で随時協議し、必要な時には改善を行っている。本大学院のカリキュラムに「とても満足している者・まあまあ満足している者」は 39 名 (95.1%) であり、概ね満足していると考えている。

2) 改善すべき点

(1) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、必要な内容、科目ごとに研究科委員会で随時協議しているものの、定期的な検証には至っていない。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

教育目的および学位授与方針、論文審査体制などは、シラバスに記載され、すでに具体的に周知できている。今後も更なる情報開示に向けたホームページへの掲載などを検討することが重要となる。

開講科目の変更あるいはその内容の充実により教育目標の具現化をより促進し、修正、変更した場合は学則、シラバスの記載の変更だけでなく、学生にはオリエンテーションの説明に工夫を加え、あるいは教職員にはガイダンス等を活用し、広く大学構成員に周知していくことが重要である。

シラバスは、大学院生・教職員にとって教育課程の編成・実施方針を周知する良い媒体となっているため、今後もより理解しやすいようにシラバス作成に留意していくことが重要となる。

2) 改善すべき事項

教育内容・方法の整備に向けて、授業評価等の実施を検討し、その準備を行う。

修士論文の審査基準を整備し、学生に周知していく必要がある。

教育課程の再編成時は、学生・教職員にもわかるように大学パンフレットやホームページ、大学院シラバス等に掲載するとともに、オリエンテーションの時も活用し、周知していく必要がある。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、必要な内容を、随時研究科委員会で協議するにとどまっている。定期的な検証を組織的に行っていく必要がある。

教育課程の編成・実施方針の適切性の検証のために「大学院生による授業評価」「到達度の自己評価」等を検討し、実施に向けた準備を行っていく必要がある。

4. 根拠資料（第4章末尾に一括掲載）

第2節 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

本研究科は、3つの領域（健康科学領域、基盤看護領域、生活・地域保健領域）から構成され、共通必修科目、共通選択科目、そして専攻分野別の特論と演習というように系統的に一貫性を保ちつつ、専門性が深まるよう構成している。

教育課程の構成は、3領域に関連する共通必修科目、共通選択科目、各領域に関連する専門科目からなる。

共通必修科目は、「保健看護学研究法」「英語文献講読」「保健看護情報統計学」「特別研究」からなる。

共通選択科目は、広い視野をもち人間性豊かな保健看護を実践できる能力の基礎となる学際的な科目であり、「保健看護学特論」「健康マネジメント政策論」「ヘルスケアエシックス」「看護教育論」「看護管理論」「看護理論」「コンサルテーション論」「臨床入門」「心理測定評価論」「保健疫学方法論」「健康栄養学」「家族看護学」「医療と法」からなる。

専門科目は、専門的な知識と技術を探究する科目であり、専攻する分野の基幹科目以外の特論科目を選択する。これらの科目は、大学院生が各自の研究テーマを追求していく上で、視野を広げ、さらなる探究を可能とする仕組みとなっている。

①健康科学領域

健康科学領域は、身体的、精神的、社会的側面から「健康」を保持増進していく、実践者、研究者、教育者を目指す領域としている。主な科目として、保健・医療・福祉等における健康づくりの健全かつ安定したマネジメントに必要な、すなわち成人では、健康増進、神経機能に関する科目、小児では身体的、精神的な面を統合した発達・育成に関する科目、精神の健康の保持増進および疾病、障害への支援に関する科目から構成される。

②基盤看護学領域

基盤看護学領域は、看護学の専門性に対応した看護学各分野における実践者、研究者、教育者の育成を目指す領域としている。看護学各分野の特性により、各分野を系統立てた科目から構成される。

③生活・地域保健領域

生活・地域保健学領域は、家庭や地域、職域という人々の生活の場で展開される保健看護の実践者、研究者を目指す領域としている。その教育課程は、生活と密接な関連を持ち生活の営みの中で保健看護に関する内容を深化させるとともに、健康科学など最新の知識を基に、各個人や集団の健康を生活の営みの中で考察することができるような内容になっている。

④特別研究

各自の選んだ研究課題について、研究計画を立案し、その計画に従って研究を実施し、研究成果を修士論文として作成するための科目である。

表 4-1 平成 24 年度開講科目一覧

共通必修科目	保健看護学研究法、英語文献講読、保健看護情報統計学
共通選択科目	保健看護学概論、健康マネジメント政策論、ヘルスケアエシックス、看護教育論、看護管理論、看護理論、臨床入門、心理測定評価論、保健疫学方法論、家族看護学、健康栄養学、コンサルテーション論
専門科目	健康増進学特論、健康増進学演習、神経機能形態学特論、
・健康科学領域	神経機能形態学演習、発育・育成学特論、発育・育成学演習、メンタルヘルス学特論、メンタルヘルス学演習
・基盤看護学領域	基礎看護学特論、基礎看護学演習、高齢者看護学特論、高齢者看護学演習、慢性看護学特論、慢性看護学演習 A、慢性看護学演習 B、慢性看護学実習、急性看護学特論
・生活・地域保健学領域	母性保健学特論、母性保健学演習、小児保健学特論、小児保健学演習、地域看護学特論、地域看護学演習 A、地域看護学演習 B、地域看護学実習、在宅ケア看護学特論、環境保健学特論、環境保健学演習

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

本研究科での学修・研究に共通して必要とされる領域についての知識と基礎的能力を修得するために「保健看護学研究法」「英語文献講読」「保健看護情報統計学」を共通必修科目とした。開設は適切であると評価できる。

共通選択科目は多岐にわたり、広い視野をもち人間性豊かな保健看護を実践できる能力の基礎となる科目である。

専門科目では、専門領域の対象理解や健康課題に関する理論、対象を取り巻く社会の諸現象に対する理解を深める。さらに演習において、それぞれの大学院生が研究課題を明確にし、効果的な問題解決法を探求でき、保健看護実践力を高められるような内容を提供している。

2. 点検・評価

1) 効果が上がっている事項

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

研究科委員会において修士課程における教育目的に基づきカリキュラムの検討を行った。「看護管理論」では、医療安全に特化した学外非常勤講師 1 名を加えた。「看護理論」では学外非常勤講師 1 名から学内教員 1 名に変更し、きめ細かい指導ができるようにした。「保健疫学方法論」を新たに開講し、学内教員 1 名で担当している。これらによって、教育内容の充実が図られより質の高い内容となった。

修士課程のカリキュラムの構成やその満足度に関して、大学院生にアンケートを実施している。その結果については研究科委員会で随時協議している。これまでの自己点検のアンケート結果では、本大学院のカリキュラムにどんな特徴があるかよく知っている者、まあまあ

知っている者は28名(68.3%)であり、本大学院のカリキュラムに「とても満足している者・まあまあ満足している者」は39名(95.1%)であったことから、授業科目の開設は適切であると評価できる。

平成26年度専門看護師コース(がん看護)開設に向けて必要な教育内容を検討し、平成25年度から新しく「がん看護学」を専攻分野として設けた。これは、大学院教育の質向上と人材の育成に寄与するものである。

2) 改善すべき事項

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

「保健看護学研究法」の科目は、各自が研究テーマを追求し、学位論文をまとめ上げる基礎となる科目であるが、1科目2単位では十分とは言えない。研究手法の理解を深めるために、演習なども含めて、内容・時間とも増やす必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

専門看護師(CNS)コースの増設に伴い、専門分野の改変、選択科目の改訂に向けて作業を進めている。

2) 改善すべき事項

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

「保健看護学研究法」の科目は、十分な授業時間の確保が必要である。これについては専門看護師コースの教育課程見直し時に協議する。

平成25年度から後期博士課程が開設される。そのため、研究科委員会において、具体的な協議を重ねている。より質の高い教育課程を目指した授業編成とその実施、授業科目の適切性の確保、および教育課程の後期博士課程との体系化と一貫性に向けた取り組みとしてさらなる協議と具体化が必要である。

4. 根拠資料 (第4章末尾に一括掲載)

第3節 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法及び学習指導は適切か。

和歌山県の地理的特徴として、県土が南北に渡っている。大学所在地の和歌山市は県最北端にある。そのため、県の南部から、あるいは大阪府から大学院に通う院生もおり、通学に時間がかかることが挙げられる。また、社会人入学者が多いことも挙げられる。そのため1年次の共通科目から全員が受講できるように最大限の配慮をしている。

本研究科は、大学院設置基準第14条に基づき、大学院生のライフスタイルに合わせた授業を展開している。時間割に配慮し、適切な指導が行えるようにしている。研究指導においては、大学院生の都合のよい時間帯に教員が指導時間を合わせるなど、配慮している。

社会人入学の多い本研究科では、多様なニーズを持つ社会人入学生への対応として、長期履修制度を設けている。しかし、多様な背景をもつ社会人学生すべての希望を取り入れるのは困難であり、教員の負担も増加していることから、現状では院生のニーズに十分に應える状況に至っていない。

入学当初の履修指導は、指導教員が個々の学生の基礎的能力や専門性の志向や展開能力に応じて、個別にきめ細やかな指導を行っている。

特別研究の指導は、主指導教員と共に多方面かつきめ細やかな指導ができるように、複数の教員による指導体制を取っている。また、仕事をしている学生が多いことを考慮し、学習日程は学生と協議の上、柔軟に対応している。

研究計画作成時は研究計画発表会を、研究結果のまとめがある程度進んだ頃には中間発表会を開催し、全教員の参加のもと修士論文に対して各専門領域を越えた検討を行い、適切なアドバイスを行うようにしている。

毎年9月中旬に行う特別研究論文の中間発表に向けて、1泊2日の合宿方式での大学院研修セミナーを行っている。学生各自が研究の進捗状況を報告し、併せてデータの解析方法や予測される研究成果、修士論文としての完成見込みなどについて、研究指導教員及び研究科教員と討議、検討することを目的としている。全学年の学生と教職員と研究について討議を深め、研究を進めるにあたり学生の意欲が実を結ぶようあらゆる面から支援している。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

授業は各教員がシラバスに基づいて、授業開始時期に詳細な内容と時間を示している。授業内容は、シラバスに示されたとおりに展開されている。そのため、教員にも大学院生にも内容や日時、課題、評価方法などが周知されている。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

研究科の最終的な教育成果として修士論文が位置づく。修士論文は、全教員参加による特別研究論文発表会（公開審査）を設けている。提出された修士論文に対して、研究科委員会において審査委員会（3名）を設置する。審査結果を踏まえ、その後に研究科委員会を開催し、審査結果が妥当であるか、教育成果の質を確保するための指導内容と方法を検討する機会としている。

成績評価ならびに単位認定は、複数の教員によって検討され、適切に行われている。また、

評価の結果は研究科委員会に提出され、十分な時間をかけて審議され、決定に至っている。したがって、成績評価と単位認定は適切に行われている。成績評価と単位認定の方法については、シラバスに明記している。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

教育成果として、適宜、研究の進捗状況について発表を行っている。そのため、知識不足への対応や学習方法の改善についての検証の場ともなっている。教員間で共有した課題や改善点については、研究科委員会に提案され検討するシステムになっている。さらに、論文作成途中においても学会等での発表を勧めているため、このプロセスでも教育成果の検証が可能となっている。学内での全教員を対象とした研究計画発表会、特別研究論文中間発表会、特別研究論文発表会（公開審査）もこの一連のプロセスである。さらに特別研究論文発表会を行う前に、大学院生および教員を対象に宿泊を伴う大学院研修セミナーを行うことにより、研究成果の検証の機会となっている。これらの検証は研究科委員会で組織的に実施している。

2. 点検・評価

1) 効果が上がっている事項

(1) 教育方法及び学習指導は適切か。

長期履修制度は、これまで15名のものが活用しており、この制度は大学院生のライフスタイルあるいはニーズに合っていると判断できる。

これまでの自己点検のアンケート結果では、カリキュラムの構成・年間スケジュール等について、「とても適切である・まあまあ適切である」と回答した者は34名(82.9%)であり、講義の時間帯が「とても適切である・まあまあ適切である」と回答した者は38名(96.7%)であったことから、学習指導は適切であると評価できる。

大学院研修セミナーについてみると、「とても有意義であった・まあまあ有意義であった」と回答した者が、参加者39名中37名(94.9%)であったことから、このセミナーは有意義であると評価している。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

年1回実施する大学院生のアンケート結果では、概ね満足との回答を得ているため、シラバスに基づき、社会人大学院生の多様なニーズに応えつつ授業展開はなされている。

(3) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

教育成果を適宜発表させ、その課題や改善点を共有するシステム、修士論文の審査結果の妥当性を検証するシステム、教育内容・方法を協議する機能を研究科委員会に位置付けることにより、教育内容・方法の改善点などが見出せている。

2) 改善すべき事項

(1) 教育方法及び学習指導は適切か。

社会人の学びやすい環境づくりを検討し、より良い環境を整えることが必要である。具体的には、昼夜開講、土曜日開講なども視野に入れて検討を進めている。しかし、昼夜開講や休日の開講は教員の負担が増大する可能性があり、これらの問題を解決することも課題となっている。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

(1) 教育方法及び学習指導は適切か。

県立大学である本学にとって、修了生の視野を広げ研究活動が可能となることに加え、将来的には地域貢献が期待できる人材を育成しなければならない。そのためにも、地域の医療機関や行政機関とも協力して、学生教育を地域の発展にも貢献できるようにしていく必要がある。

これからの国際化を考えると、国際学会の参加や共同研究をさらに発展させる必要がある。交流校であるタイ王国マヒドン大学公衆衛生学部との学術交流を発展させ、大学院生のみならず、教員の研究についても共同で行える関係を築く必要がある。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

シラバスに基づき、社会人大学院生の多様なニーズに応えつつ授業が展開されているが、さらなる教育内容の充実とその実施を探求していく必要がある。

(3) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

研究科の最終的な教育成果として修士論文の審査結果の妥当性を検証するシステム、教育内容・方法を協議する機能を一層充実させ、改善点の具体化を推進することが重要である。

2) 改善すべき事項

(1) 教育方法及び学習指導は適切か。

社会人の学びやすい環境づくりについては、長期履修制度が一定の効果をあげてはいるが、将来的には、昼夜開講等の整備に向けて議論する。

4. 根拠資料 (第4章末尾に一括記載)

第4節 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

過去3年間の修士課程修了者の論文発表状況について、表4-2に示した。修了生43名である。平成22年度学会発表数16件、論文公表数3件であり、平成23年度学会発表数17件、論文公表数3件であり、平成24年度学会発表数8件、論文公表数2件であった。また、海外の学会でも成果が発表されている。この結果から教育目標(1)と(3)は達成できていると評価できる。(2)の「各看護専門分野において、質の高い看護を目指し、他の医療専門職者と相互に連携を図り、それぞれの職務を果たし、チーム医療を推進し、高度な専門職業人として協働できる能力を育成する」および、(4)の「社会的な健康問題に関する対応に積極的に参画し、教育や政策の場でも新たに改革する者として、行動を起こせる能力を育成する」では、修了生の活躍の場および職種、職位から達成できていると評価できる。

大学院開設時には開講されていた分野のうち、いくつかの分野は現在該当する教員が不在である。

表4-2 修士課程修了者論文発表状況

年度	領域名	分野名	修士論文題目	学会発表	学会誌への発表	
平成22年度	健康科学領域	健康増進学	メタボリックシンドロームにおける身体活動が動脈ステイフネスに及ぼす影響	1)第33回日本高血圧学会総会, 2010. 10, 福岡市. 2)第48回日本臨床生理学会, 2011. 11, 東京.	日本臨床生理学会雑誌, 40(4), 185-192, 2010.	
			血圧正常域未投薬者における運動負荷時の血圧過剰昇圧反応が10年後の血圧値に及ぼす影響	1)第32回日本高血圧学会総会, 2009. 10, 大津市. 2)第20回血圧管理研究会, 2009. 12, 京都市. 3)The 23rd Scientific Meeting of The International Society of Hypertension, 2010. 9, Vancouver, Canada.		
		メンタルヘルス学	公立精神科病院において長期入院に至る統合失調症患者の背景要因	第30回日本社会精神医学会, 2011. 3, 奈良市		
			てんかん患者の生活像の検討—ICFを用いて—	第5回日本てんかん学会近畿地方会, 2009. 7, 大阪市.		
		基盤看護領域	高齢者看護学	経験年数の短い看護師が終末期ケアに関わる態度と関連要因	1)日本看護学教育学会第20回学術集会, 2010. 7, 大阪市. 2)第34回日本死の臨床研究会年次大会, 2010. 11, 盛岡市.	
				患者のスピリチュアルペインに対する看護師の認識とその関連要因	第36回日本看護研究学会, 2010. 8, 岡山市.	
	慢性看護学		糖尿病教育に携わる看護師の満足度とその影響要因—評価必要度と評価実施率に着目して—	第4回日本慢性看護学会学術集会, 2010. 6, 札幌市.		

	生活・地域保健領域	地域看護学	中間管理職にある保健師のストレスによる心身反応とその関連要因	1)第21回日本医学看護学教育学会学術学会, 2011. 3, 出雲市. 2)第52回近畿産業衛生学会, 2012. 10, 和歌山市.	
		在宅ケア看護学	在宅尿路ストーマ保有者の健康関連 QOL と関連要因－SF36v2 と DLQI を QOL 尺度として－	1)第2回和歌山県立医科大学保健看護学会, 2010. 8, 和歌山市. 2) Joint conference WOCN/WCET(wound ostomy and continence nurses society/world council of enterostomal therapists), 2010. 6, Phoenix, Arizona, USA.	J Wound Ostomy Continence Nursing, 40(2), 1-6, 2013.
		環境保健学	救急救命センターに勤務する看護師のストレス反応に関連する要因	1) 第83回日本産業衛生学会, 2010. 5, 福井市. 2) 第2回和歌山県立医科大学保健看護学会, 2010. 8, 和歌山市.	産業衛生学雑誌, 53: 1-9, 2011
平成23年度	健康科学領域	健康増進学	歩行困難な人々におけるメタボリックシンドローム危険因子の特徴－外傷性脊髄損傷者を対象として－	第47回日本臨床生理学会総会, 2010. 11, 前橋市.	
			過疎地住民における生命予後に関する追跡調査－心血管病の危険因子との関連－	第52回日本老年医学会学術集会, 2010. 6, 神戸市.	
			心血管病危険因子の集積が運動負荷時の血圧反応性に及ぼす影響	1) The 23rd Scientific Meeting of The International Society of Hypertension, 2010. 9, Vancouver, Canada. 2) 第33回日本高血圧学会総会, 2010. 10, 福岡市. 3) 第22回血圧管理研究会, 2010. 12, 京都市.	日本臨床生理学会雑誌, 42(1), 33-40, 2012.
		発育・育成学	大学病院勤務の看護師における子育て支援への積極的アプローチ－小児科病棟の患者家族からの分析－	第16回日本子ども虐待防止学会, 2010. 11, 熊本市.	
		メンタルヘルス学	精神科看護師の満足度に関する要因の検討－公立総合病院精神科病棟を中心に－	第3回和歌山県立医科大学保健看護学会, 2011. 8, 和歌山市.	
	笑いと緊張が認知機能と脳血流に及ぼす影響－事象関連電位(P300)と近赤外線分光法(NIRS)を用いて－		第41回日本臨床神経生理学会・学術大会, 2011. 11, 静岡市.		
		高齢者看護学	農村部高齢者における就労と健康度、主観的幸福感および生きがい感	日本老年看護学会第16回学術集会, 2011. 6, 東京.	

基盤看護領域	慢性看護学	血糖コントロール良好な2型糖尿病患者の自己管理に影響した体験についての検討	第5回日本慢性看護学会学術集会, 2011. 6, 岐阜市.		
		外来血液透析患者の自己効力感に関連する因子の探索 ～時期的変化の特徴を踏まえて～	1) 第5回日本慢性看護学会学術集会, 2011. 6, 岐阜市. 2) 第6回日本慢性看護学会学術集会, 2012. 6, 浜松市.		
生活・地域保健領域	小児保健学	子どもへのプレパレーションにおける看護師の認識と実践に影響する要因	日本小児看護学会第21回学術集会, 2011. 7, さいたま市.	日本小児看護学会誌, 21(3), 44-51, 2012.	
		身体的健康度・精神的健康度と社会資源活用状況との関連— 重度身体障害児の母親に焦点をあてて—	第58回日本小児保健学会, 2011. 9, 名古屋.		
	地域看護学	介護予防における高齢者の運動教室の1～4年後の効果	第69回日本公衆衛生学会, 2010. 10, 東京.	日本衛生学雑誌, 66(4), 724-730, 2011.	
		やせ・やせ傾向の女子中学生におけるダイエットの経験とその関連	1) 第21回日本医学看護学教育学会学術学会, 2011. 3, 出雲市. 2) 第58回近畿学校保健学会, 2011. 7, 和歌山市. 3) 第58回日本学校保健学会, 2011. 11, 名古屋市.		
	環境保健学	卒後2～5年目の看護師における自己効力感とストレス反応との関連	日本看護研究学会第24回近畿・北陸地方会学術集会, 2011. 3, 福井市.	日本看護研究学会雑誌, 34(4), 65-72, 2011.	
		教育入院後に再入院した2型糖尿病患者の特徴と再入院に至る要因		日本看護研究学会雑誌, 35(4), 25-35, 2012.	
平成24年度	健康科学領域	健康増進学	女子学生における起立負荷試験による血圧変動と起立性調節障害との関連	第34回日本高血圧学会, 2011. 10, 宇都宮市.	
		発育・育成学	生活保護ケースワーカーの児童虐待の認識に関する調査研究	第17回日本子ども虐待防止学会, 2011. 12, つくば市.	
		メンタルヘルス学	障害者支援施設職員のバーンアウトに及ぼす要因—他施設との比較において—	第3回和歌山県立医科大学保健看護学会, 2011. 8, 和歌山市.	
			新病棟移転がもたらす精神科長期入院患者の精神症状と日常生活行動の変化	第3回和歌山県立医科大学保健看護学会, 2011. 8, 和歌山市.	
	基礎看護学	基礎看護学実習における患者に対する学生の思い	第4回和歌山県立医科大学保健看護学会, 2012. 8, 和歌山市.	和歌山県立医科大学保健看護学会誌, 2013.	

基盤看護領域	慢性看護学	日本糖尿病療養指導士である看護師の職務満足度と専門職的自律性、承認行為との関連 ―糖尿病専門外来担当の有無に焦点を当てて―	1)第6回日本慢性看護学会学術集会, 2012. 6, 浜松市. 2)第17回日本糖尿病教育・看護学会学術集会, 2012. 9, 京都市.	
	高齢者看護学	認知症高齢者の主観的QOLとその関連要因 施設と在宅の比較	第38回日本看護研究学会, 2012. 7, 宜野湾市.	
生活・地域保健領域	母性看護学	産科病棟で勤務する助産師・看護師の自己効力感と職務満足度を高める要因の検討	1)第38回日本看護研究学会, 2012. 7, 宜野湾市. 2)第53回日本母性衛生学会, 2012. 11, 福岡市.	
	小児保健学	校庭芝生化実施小学校における児童の運動量・生活習慣・QOLの特徴 ―芝生化非実施小学校と比較して―	第22回日本医学看護学教育学会, 2012. 3, 鳥取.	
	環境保健学	Conditions of the social development and its relevant factors of children in Japanese kindergartens in Shanghai, China	1)第58回近畿学校保健学会, 2011.6, 和歌山市. 2)第58回日本学校保健学会, 2011.11, 名古屋市. 3)第82回日本衛生学会, 2012.3, 京都市.	Environ Health Prev Med, 18, 40-48, 2013. [Epub] 2012 Jul 14.

(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

修士課程の修業年数は2年である。30単位以上を修得し、学位論文を提出し、最終試験と審査に合格した者に学位が授与される(大学院シラバスp64~65)。修士論文は和歌山県立医科大学学位規定(大学院シラバスp73~76)に基づいて、指導及び審査がなされている。具体的な手順は以下の通りである。

専攻分野が決まると、研究指導教員届を提出し研究科委員会の承認を得て、研究指導教員によって指導が実施される。修士論文のテーマが絞り込まれた時点で、特別研究論文研究テーマを提出し研究科委員会の承認を得る。研究計画については発表会を行い、全教員及び大学院生からサジェスションを受け、研究計画書を提出する。

研究の中間段階で学生各自が研究の進捗状況を報告する機会である大学院研修セミナーにおいて、全教員及び大学院生から意見を受け討議する。

修士論文が提出されると、特別研究論文発表会において公開審査が行われる。提出された修士論文に対して、研究科委員会において審査委員会(3名)を設置する。この審査委員会で論文審査及び最終試験の一次審査が行われる。この一次審査結果は審査経過も含めて研究科委員会の判定の際に報告している。

2. 点検・評価

1) 効果が上がっている事項

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

成果として、修了生が医療機関において管理職として活躍していることが挙げられる。教育機関に進んでいるものも多い。学会への発表は積極的に実施できている。

2) 改善すべき事項

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

論文審査基準について、大学院生にもわかるように明確にし、一層厳正な評価を実現する。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

本学修士課程修了生による学会発表と学会機関誌などへの公表について一定の成果を得ていることから、さらに公表が進むよう指導を強化することで、より社会への貢献が期待できる。このため、本学保健看護学部が主催する和歌山県立医科大学保健看護学会に発表あるいは論文投稿をすすめていく。本学の修了生の多くは臨床においても教育機関においても中心的な役割を担い、活躍していることから、さらに活躍の場を広め発展させられるようなシステム構築が望まれる。そのため、同窓会の基盤を確実なものにする。

2) 改善すべき事項

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

大学院開設時に開講されていた分野のうち、該当する教員が不在の分野もあるため、教員募集を今後も続けていく必要があるだけでなく、本研究科の教員の資質向上を図り、昇任で対応することも検討している。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

到達目標である学位論文審査基準の明確化について研究科委員会で検討し、客観的で厳正な評価を行う努力をする。

4. 根拠資料

4-1 和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科シラバス

4-2 和歌山県立医科大学ホームページ

4-3 和歌山県立医科大学保健看護学部案内

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

本研究科は「広い視野と高邁な倫理観に立ち、人間の尊厳を重視する保健看護学における教育・研究を推進し、健康に関する様々な分野と連携しながら、保健・医療・福祉を取りまく環境に先駆的に対応できる専門職を育成する。」ことを目的として熱意のある健康に関連する職種、すなわち保健看護職を受け入れたく募集している。本研究科の志望者が受け入れ方針などの具体的な情報を入手しやすいように、修士課程の受け入れ方針は、本研究科のホームページ、学生募集要項に明記している。

本研究科の学生選抜方法には、一般選抜と社会人選抜がある。社会人選抜は2年以上の就業経験があり、かつ現在も就業している者を対象に行われている。

受験資格は四年制大学卒を原則としているが、「出願資格事前審査」による大学院受験資格認定を行っている。これは、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生及びその他の教育施設の修了者で大学資格を有していないが、勉学意欲の旺盛な社会人等に対して最大限に門戸を開く制度である。

本研究科においては、社会人の就学に関する特別措置が講じられており、夜間その他の特定の時間又は時期において授業や研究指導を行うことができることを募集要項に明記している。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

本研究科においては、学生の受け入れ方針に基づき、教育目標を達成できる学生であるかを判断する目的で、専門科目、英語を試験科目としさらに面接を行っている。それぞれの試験科目は独立して採点基準を設けて、基準に則して採点している。最終的な合否判定は、研究科委員会において試験科目と面接を合わせて判定を行っている。

入学試験に関する個人情報には厳重に取り扱い、個人が特定されないよう匿名化を行った後に採点と判定を行っている。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

本研究科の入学定員は、12名である。入学志願者の状況は、14～28名であり、うち入学者は11～17名、入学定員に対する充足率は91～142%である。

表5-1 入学者の定員管理

年度	志願者	受験者	入学者	充足率 (%)
平成20年度	28	28	15	125
平成21年度	20	20	17	142
平成22年度	17	17	14	117
平成23年度	14	14	11	91
平成24年度	11	11	11	91

近年、大学院生の有職者の割合が低くなってきており、過去 5 年間における入学時点の有職者割合は 63.6（平成 24 年）～100%（平成 20、21 年）である。

表5-2 大学院生の有職者の割合

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
入学者数	14	17	14	11	11
有職者数	14	17	11	8	7
割合	100%	100%	78.5%	72.7%	63.6%

（４）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

本研究科の入学者選抜における受験科目は、募集要項作成時、研究科委員会の委託を受けた入学試験委員会において毎年協議し、受験科目の必要性と適切性の観点から協議している。しかし、試験科目の採点基準については検討されていない。

2. 点検・評価

1) 効果が上がっている事項

（１）学生の受け入れ方針を明示しているか。

志願者は看護系大学院が増加している状況にもかかわらず、募集定員を上回る年度もあった。受験者は和歌山県内の保健看護職者が多いことから、和歌山県内の医療の質向上に寄与する人材育成に貢献している。

（２）学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

本研究科においては各受験科目の採点基準に基づいて、採点された得点と面接とを総合的に判断して研究科委員会で合否を判定するシステムを継続してきた。この結果、現在までに、入試に関する疑問や不服の申し出はなかった。研究科委員会が委託した入学試験委員会が毎年検討することにより、公正かつ適切な入試システムおよび機能が堅持された。

（３）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

教育目標を達成できるかどうか試験科目と面接で判断しているため、受験者が多い場合だけでなく、少ない場合においても研究科委員会が適切な合否判断を行っている。受け入れ学生数が収容定員に満たない場合には 2 次募集を行っている。この結果、在籍学生数は適切に管理されている。

表5-3 大学院生の在籍学生数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1年生	15	17	14	11	11
2年生	0	14	18	15	12
計	15	31	32	26	23

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

研究科委員会の委託を受けて、入学試験委員会が入学者選抜が公正かつ適正に実施しているか毎年検証を行っている。しかし、研究科委員会において定期的な検証は行われていない。学生募集については、検証は行われていない。

2) 改善すべき事項

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

入学者の定員管理という点では、志願者数が定員を下回っている年度があり、入学者数が入学定員を満たしていない現状にある。また在学学生の定員管理という点においては、学生の有職者割合は高く、長期履修制度の利用により在籍者が収容定員を上回る年度があった。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

学生選抜に必要な入学試験科目および採点基準に関する適切性の検証は、随時行う現状に留まっている。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

学生募集要項に加え、大学院の授業科目とその内容、担当教員が取り組んでいる研究なども加えてホームページに毎年更新して掲載した。これにより、受験者が具体的な情報を容易に得ることが可能となった。現在、ホームページにアクセスして受験や教育内容に関する情報収集する者が増加してきており、募集要項のみならず、保健看護学部の学部案内、ホームページを定期的に更新し、大学院の教育目的、受け入れ方針を的確かつ具体的に情報発信していく必要がある。

専門看護師（CNS）コースをめざして2コース（慢性期看護学、地域看護学）設置されている。受験者に対する県内看護職者が増加してきている現状を踏まえ、平成26年度にがん看護専門看護師コース新設に向けて準備を進めている。今後、本学修士課程には専門看護師コースが備り、看護実践の質向上に寄与し得る教育内容が準備されていることを、より広く知らせていく広報活動が必要である。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

学生の受け入れ方針に基づき、合否判定を組織的に行うシステムにより公正かつ適切に判定を行う機能を堅持してきた。今後も総合判定を組織的に行うという方法を継続していく。

2) 改善すべき事項

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

志願者は募集定員を上回る年度もあるが、入学定員を満たしていない年度がある。受験者は、医療機関に勤務する者が多い。全国的には修士課程を有する看護系大学が増加してきているものの、「修士（保健看護学）」を取得可能な教育機関は、和歌山県内においては本学のみである。これらを本学卒業生および県内看護職者を対象に広報活動する。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

学生選抜に必要な受験科目および採点基準の適切性の検証は、随時行う現状に留まっている。これを募集要項作成時点から定期的に行っていく必要がある。

4. 根拠資料

5-1 和歌山県立医科大学保健看護学部 和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科
和歌山県立医科大学助産学専攻科 年報 平成20年度～平成24年度

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように、就学支援、生活支援、進路支援は主として指導教員が行っている。その責務は研究科委員会が任っていると考えられるが、方針等は明確に定められていない。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

①履修指導

入学当初の履修指導は、指導教員が個々の学生の基礎的能力や専門性の志向や展開能力に応じて、個別にきめ細やかな指導を行う。

特別研究の指導は、主指導教員と共に、副指導教員を決定し、多方面かつきめ細やかな指導ができるように、複数の教員による指導体制を取っている。また、有職の学生が多いことを考慮し、学習日程は学生と協議の上、柔軟に対応している。

②健康管理

学生一人ひとりが心身共に健康で充実した学生生活を送れるよう、学校医と臨床心理士による心身両面の学生の健康サポートを行っている。また体調不良時にいつでも利用できるように保健室は健康相談、傷病等緊急時の応急処置の設備を整え、対応している。

学校保健法に基づく保健管理として、学年次毎に健康診断を実施している。毎年の健康診断は、4月に実施し、下記の項目について本学及び和歌山県立医科大学附属病院施設で受診する。

実施項目は、保健調査(健康管理票)、内科、診察身長、体重、視力、胸部レントゲン、検尿、心電図(新入生のみ)である。

希望者のみ胸部X線撮影を実施したが、平成20年度から24年度では特に異常を認める学生はいなかった。

保健室の利用状況をみると、利用件数は0件であった。

③教育アシスタント(TA)制度

本研究科においては「和歌山県立医科大学保健看護学部ティーチングアシスタント制度実施要綱」を平成21年に定め、平成22年度から本研究科修士課程(博士前期課程)に教育アシスタント(TA)制度が導入された。学生の希望により、学士課程の講義、演習、実習を担当する教員の教育補助を通して経験を積んでいる。この経験を通して、学生の段階から自立した教育者としての資質を得られるようになっている。

④経済的支援

大学院生1人ひとりに一定額の研究費を認めている。予算は、保健看護学部の予算委員会で決定される。支出については一定の枠はあるが、その枠内では指導教員の許可を得て使用することができる。

日本学生支援機構の奨学金第一種は、在籍学生数の14.3%が貸与を受けていた。(表1) 学生に対する奨学金の情報提供は、4月のガイダンス時に概要を説明し、詳細は掲示によって伝達している。

経済的理由による授業料減免制度を設けているが、利用学生はいなかった。

表6-1 日本学生支援機構奨学金の貸与人数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1年生	0	0	2名(14.3%)	0	3名(27.2%)
2年生	—	0	0	2名(14.3%)	0

⑤休学者・退学者の状況

平成20年度～平成24年度に休学及び退学届を受理した学生数は、表2のとおりである。休学の理由は、健康上の問題であった。退学の理由は、自己都合により修学が不可能であった。休学、退学したケースは、いずれの場合も主指導教員が継続的に相談にのり、学生の意思決定をサポートしている。

表6-2 退学者及び休学者の状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
休学者	0	0	0	1	1
退学者	1	0	0	1	1

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

①新入生オリエンテーション

新入生へのオリエンテーションは、4月初めに行っており、大学院の概要、科目の説明、履修説明、施設及び図書館の利用法、研究費、学則や規程について、年間スケジュールなどを詳細に説明している。また、科目の選択や履修に役立つよう、「シラバス」の活用法についても説明を行っている。前期の学期初めには、本年度に開講される選択科目紹介の時間をとり、それぞれの講義担当者があらかじめ講義の内容について紹介を行い、科目選択の便宜を図っている。

②学生相談

主に、指導教員が学生の相談にのっており、相談実績は把握していないが、随時学生と面接を行い相談にのっている。

学生相談室(カウンセリングルーム)の利用状況は、3月現在において0件であった。

③ハラスメント防止のための活動

ハラスメント防止に関する規定は、公立大学法人和歌山県立医科大学ハラスメント防止規定に基づいて対応が行われている。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

支援体制は特に設けておらず、主指導教員が中心となって就職・進路の相談に応じている。就職については、多くの学生が社会人であったことから、就職に関する支援については特に行っていなかった。国家試験を受験する学生には試験勉強及び国家試験の準備と手続き方法等について説明を行い、その後個別面接を行っている。

2. 点検・評価

1) 効果が上がっている事項

(2) 学生への就学支援は適切に行われているか。

退学者3名、休学者2名であることから、修学支援は適切に行われていると考えている。また経済的支援のひとつである研究費の使途・利用について、これまでの自己点検のアンケート結果では、研究費を利用した者23名のうち、「とても利用しやすかった・まあまあ利用しやすかった」と回答した者が17名(73.9%)であったことから、一定の評価は可能であると考えている。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

学生相談体制については、保健看護学部の学生用に主としてメンタルヘルスに対応した相談窓口が設けられている。学生の生活実態を把握し、生活支援の参考資料とするために全学生を対象に「大学院生生活アンケート」を実施した。その結果では、おおむね満足との回答を得ている。指導教員が修学以外の相談にも応じており問題はない。学生相談室の利用状況からみても、概ね適切に行われていると考えている。

2) 改善すべき事項

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

論文提出や発表会にむけて学生・教員とも精神的ストレスが大きくなる。ストレスや疲労が重ならないよう心の健康管理の側面からも必要である。

奨学金・研究費について、利用がない学生がいることは広報が充分に行われていない可能性がある。今後奨学金の紹介を含めて、研究費の活用状況等を活発に広報する必要がある。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

多くの学生が社会人であったが、今後は就労経験がなく就職活動が必要な学生に対しては、個性に応じた豊かな人間性と知識に裏付けされた実践的な能力を発揮できるよう、就職・進路指導を行っていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

学生生活の現状を把握するための「大学院生生活アンケート」は今後も継続して実施する。毎年、研究科委員会の委託を受けた保健看護学部の自己点検委員会が調査項目を検討し、継続して実態を把握すべき内容、その時々で焦点をあてて把握する内容を調査に盛り込み、学生生活の現状を把握するとともに、変化の内容も把握している。集計結果は、本研究科の教職員で共有するだけでなく、学生にも結果をフィードバックしていく。

2) 改善すべき事項

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生の就学支援、生活支援についての方針を明確に定めたものがないため、たとえば研究科委員会の任務としてどのような内容があるのか検討し、明確にしていく必要がある。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

各種の奨学金制度が存在するので、経済的支援制度の周知強化のためにこれらの情報提供を強化していきたい。具体的には、新年度のガイダンス時に各学年に対して情報提供を行う。

大学院生に対しては、研究費の使用を認めている。これまでの自己点検のアンケート結果では、大学院研究費をほとんど利用することがなかった者が18名(43.9%)あり、アンケートの意見内容で、研究費の使途や金額についての詳しい説明を受けたいという意見があったことから、研究を進める上で計画的に使用できるよう、ガイダンス時に研究費の使用方の詳しい説明が必要であり、「大学院生研究費利用規定」を制定する必要がある。

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学は本研究科の定員 24 人の学生に対して、平成 18 年に研究棟を新設し、十分な校地、施設の面積を確保し、充実した教育が実施できる設備を整えて平成 20 年に開学した。

そのため現時点では、新たな校地の確保や教育設備の大幅な改修等の必要性がないと考えており、環境整備に関する方針は定めていない。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

本学は、西国三十三国所第 2 番札所の観音霊場紀三井寺と和歌の浦を望む恵まれた自然環境の中にあり、管理校舎棟・図書館棟・体育館棟・研究棟が配置されている。また、道路を挟んで医学部三葛教育棟、テニスコート、グラウンドが併設されている。

大学院生が主として使用する管理校舎棟、図書館棟、研究棟については以下のようになっている。大学院生は常時これらの設備を使用できるほか、大講義室は本学主催の学会等教育研究活動の一環としても活用されている。講義室等の面積は学部学生の使用を中心に考え設計されているので、大学院生には十分な面積がある。

① 施設・設備

- ・管理校舎棟 5,666 m²

学長室、事務室、会議室、保健室、学生ホール、情報処理室（パソコン 52 台）、調理実習室、研究室（講師以上は個室、助教は複数人で 1 室）、食堂、売店、更衣室、演習室が 5 室、講義室が大・中・小合わせて 4 室、実習室が「基礎」「成人」「母性・小児」「地域・老年」など看護領域ごとに 4 室を完備している。

- ・図書館棟 1,400 m²

1 階は講義室 2 室と情報科学教室（パソコン 45 台）、2 階は図書館となっている。図書館は、閲覧席 50 席、グループ学習室、AV コーナーを備えている。蔵書収容可能冊数は 5 万冊で、現在の蔵書数は 53,592 冊である。詳細は、後述する。

- ・研究棟 1,961 m²

演習室 6 室、大学院生研究室 2 室、自習室、会議室、学生ホール、大講義室（182 席、AV 設備）、助産学専攻科実習室

表 7-1 校地、校舎、講義室、演習室等の面積

研 究 室	個人研究室	21	m ²	23 室
	保健看護教員室 1・2	24	m ²	2 室
	第 1 共同研究室	50	m ²	1 室
	第 2 共同研究室	83	m ²	1 室
	大学院研究室 1	49	m ²	1 室
	大学院研究室 2	53	m ²	1 室
	保健看護学研究室 1・2	24	m ²	2 室

講義室	収容人数	31人～50人		2室	
		51人～100人		3室	
		100人超		1室	
演習室	第1演習室	42	m ²	1室	
	第2演習室	42	m ²	1室	
	第3演習室	19	m ²	1室	
	第4演習室	56	m ²	1室	
	第5演習室	42	m ²	1室	
	第6演習室	25	m ²	1室	
	第7演習室	19	m ²	1室	
	第8演習室	21	m ²	1室	
	第9演習室	39	m ²	1室	
	第10演習室	41	m ²	1室	
	第11演習室	41	m ²	1室	
	大学院演習室	25	m ²	1室	
実習室	基礎看護実習室	281	m ²	1室	
	成人看護実習室	125	m ²	1室	
	小児・母性看護実習室	125	m ²	1室	
	老人・地域看護実習室	131	m ²	1室	
	調理実習室	93	m ²	1室	
	助産学専攻科実習室	40	m ²	1室	
	共用実験室	48	m ²	1室	
情報科学教室	収容人員	45人	100	m ²	1室
情報処理室	収容人員	52人	121	m ²	1室
自習室	収容人員	44人	102	m ²	1室
図書館(三葛館)	閲覧座席数	50席	667	m ²	
学生ホール	管理校舎棟(食堂を含む)		384	m ²	
	研究棟		131	m ²	
保健室	ベッド数	2床	31	m ²	1室
学生相談室			9	m ²	1室
自治会室			21	m ²	1室
カウンセリングルーム			21	m ²	1室

情報処理施設・機器等については、平成22年4月に大学のネットワーク機器を更新し、ファイアーウォール、IDS（侵入検知装置）、ウイルスチェックサーバー等を設置し、セキュリティ対策を行なっている。

学内LANは学内各棟に配置し、利便性を保っている。なお、業務上必要なシステムに関しては、VPN（バーチャルプライベートネットワーク）等により気密性を保っている。

②キャンパス・アメニティー

大学食堂は長期休業の期間を除き営業しており、カフェテリア方式で 330 席の利用が可能となっている。その隣には売店が併設され、パン、おにぎりなどの食品や文具等を販売している。これらの経営は学生生活協同組合により行われている。

管理校舎棟には、学生ホール、更衣室も整備されており、清涼飲料水等の自動販売機も設置している。

大学周辺の環境への配慮については、周辺の景観にマッチするよう校地周辺に高木を植え、キャンパス内でもできるだけ多様な植栽に努めている。なお、植栽等の管理は業者に委託しているほか、大学構内の清掃は業者等に委託して常に整備を行っている。さらに、大学周辺の道路や水路の美化活動も行っている。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

①図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

図書館は、看護学分野を中心に教育・研究のための図書館として資料・情報の収集と提供を行っている。

【図書】

図書の選定については、看護学分野の図書は網羅的な収集を行い、その他の分野についてはシラバスの内容に即したのものや、教員・学生からの購入希望図書、業者の見計らい、新刊情報などから検討し、選定している。

表 7-2 図書館蔵書数の推移

年度	和図書	洋図書	合計
平成 20 年度	36259 冊	7141 冊	43400 冊
平成 21 年度	38724 冊	7361 冊	46085 冊
平成 22 年度	41670 冊	7709 冊	49379 冊
平成 23 年度	44174 冊	7954 冊	52128 冊
平成 24 年度	45530 冊	8062 冊	53592 冊

【学術雑誌】

学術雑誌は、定期購読の他に、他大学との重複雑誌交換事業などによりタイトルやバックナンバーの充実にも努めている。雑誌の選定については、文献の複写、閲覧といった図書館での利用状況や、他館からの文献取寄せ状況などから必要とされているものを検討しタイトルの見直しを行っている。

表 7-3 学術雑誌タイトル数の推移

年度	和雑誌		洋雑誌		合計	電子ジャーナル	
	購入	寄贈	購入	寄贈		和雑誌	洋雑誌
平成20年度	150種	95種	104種	5種	354種	752種	1022種
平成21年度	148種	208種	101種	8種	465種	817種	2371種
平成22年度	146種	209種	103種	7種	465種	1270種	2568種
平成23年度	149種	213種	104種	5種	471種	1270種	2575種
平成24年度	138種	210種	102種	3種	453種	1338種	2717種

【電子ジャーナル・文献検索データベース】

電子ジャーナルは、平成19年より本格的に導入し、現在は「CINAHL plus with FullText」「Science Direct」「メディカルオンライン」などをはじめ、和雑誌は1300タイトル以上、洋雑誌は2700タイトル以上の閲覧が可能である。

文献検索のデータベースは「医中誌Web」「最新看護索引Web」「CiNii」「MEDLINE」「CINAHL plus with Full Text」「PsycINFO」が利用でき、検索結果から該当雑誌の本学所蔵や電子ジャーナル契約の有無がすぐ確認できるような機能を持たせて、利便性を高めている。

これらは学内LANに接続されたパソコンであればどこからでも利用できる。利用にあたっては、個別のガイダンスや、広報資料などにより利用者が効率よく活用できるよう支援に努めている。

② 図書館施設・設備、開館時間、職員配置等、利用環境整備の状況

【図書館施設・設備】

図書棟の構造は、鉄筋コンクリート2階建ての独立棟であり、2階が図書館となっている。一部2階の渡り廊下で管理校舎棟とつながっている。総面積は667㎡で、蔵書収容可能冊数は約5万冊（開架4万冊・閉架1万冊）である。

閲覧スペースは454㎡であり、閲覧席は一人掛けのキャレル席6席を含め、50席ある。AVコーナーには個人用の視聴ブースが9席あり、利用者用端末は6台備えている。グループ学習室も2部屋設置しており、グループでの学習も可能である。

図書館棟入り口にはブックポストを設置しており、閉館時でも図書の返却が可能である。書庫の面積は20㎡で、図書館全体の配架スペースはほぼ満杯である。

【開館時間・日数】

過去5年の平均年間開館日数は280日である。平日の開館時間は、9時から22時（夏期・学年末休業中は17時30分まで）、土曜日は10時～17時であり、日祝日は休館である。

平日の昼間は正規職員1名と臨時職員3名が勤務しており、土曜日と夜間の時間帯は業務委託により2名で対応している。

【貸出状況】

貸出の内容は看護学分野の図書を中心に、医学分野、社会学分野など周辺領域の図書が多い。大学院生は、学部生、教員と同様に、10冊まで2週間の貸出が可能である。大学院生の貸出冊数は、教職員、研究生などと合わせた数であるが、大学院開設以降増加している。

表 7-4 貸出冊数の推移

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
教職員・院生ほか	4455 冊	4906 冊	5419 冊	6229 冊	5723 冊

③国内外教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

国内外の他大学との協力を進めるために、開学時より国立情報学研究所のNACSIS-CAT/ILLに参加している。当館利用者にとっては、インターネットによるオンライン上の手続きで、当館に所蔵していない文献や図書の取寄せが可能である。

表 7-5 相互協力（学部学生、教職員を含む）

年度	文献複写（件数）		図書貸借	
	依頼	受付	依頼	受付
平成 20 年度	316 件	1491 件	6 冊	12 冊
平成 21 年度	620 件	1634 件	22 冊	12 冊
平成 22 年度	633 件	1161 件	16 冊	17 冊
平成 23 年度	745 件	1253 件	11 冊	12 冊
平成 24 年度	612 件	1225 件	23 冊	9 冊

（4）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

教育課程を支援する設備として、大学院研究室 2 室を確保し、情報処理の設備を整えている。また、大学内の全ての施設を共同で使用することができ、十分な施設・設備を確保している。

大学院生 1 人ひとりには机を 1 つ配備し、机上にはノート型パソコンを 1 台備えている。このノート型パソコンで学内ランに入ることができる。さらにソフトとしてOffice、SPSS(basic)をインストールしている。さらに共同研究室にはSPSS(advancedとRegression)を備えたデスクトップ型パソコンがあり、大学院生も使用できる。これらのソフトにより、研究の遂行に十分な状態であると考えている。

平成 23 年度にティーチングアシスタント制度を設け、大学院生が教員の指導を受けながら教育の補助を行っている。

（5）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

倫理委員会は、医学部教養、医学教育講座の教員 2 名、医学部基礎医学系、臨床医学系もしくは保健看護学部の教員 3 名、医学専門家以外の学識経験者 3 名の計 17 名で構成され、委

員の任期は2年である。研究計画の審査は原則として月1回行う。開催には、委員の過半数および医学専門以外の学識経験者1名以上の出席が必要で、審査の判定は原則として出席委員全員の合意によっている。

大学院生は、研究倫理に関する講義を受講し、意識を高めている。また、全ての研究において倫理委員会の審査を受けることを義務付けている。平成20年度から平成24年度までの審査件数は、表に示す通りである。

申請前には、本研究科の教員がピアレビューを行い、適切な記載等ができるように指導を行っている。

表 7-6 和歌山県医科大学倫理委員会審査件数

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
大学院前期課程	14	18	12	11	9

2. 点検・評価

1) 効果が上がっている事項

(1) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

平成18年度に研究棟を新設し、情報処理の設備を整え、十分な施設の面積を確保し、落ち着いて教育研究を行えるよう配慮している。

これまでの自己点検アンケート結果では、大学院研究室がとても適切である、まあまあ適切であると回答した者が37名(90.2%)であることから、大学院研究室は適切であると評価している。

(2) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

蔵書構築については、カリキュラムを反映した必要領域について体系的に保健看護学部図書委員会を中心とした保健看護学部教員全員によって選定しており、学生、院生をはじめとした利用者による購入希望や利用動向が反映されている。

看護学の図書は、全領域を網羅する方針で収集しており、和図書についてはほぼ網羅的に購入できている。雑誌は継続的な購読が基本であるが、資料の利用頻度や紀三井寺館の所蔵などを考慮し、必要に応じて見直しを行っている。その充実の程は、学外への文献複写依頼件数が少なく、逆に依頼を受ける件数が多いことからもうかがえる。

資料の利用については、貸出は教職員と合わせた数であるが、年々増加しつつある。平成21年度より毎月実施している、テーマを設定した展示図書の一定の効果もうかがえる。これまで実施していた教職員に対する紀三井寺館所蔵資料の複写物のデリバリーサービスに加え、図書館間の図書の搬送サービスを平成20年度より開始した。加えて、平成24年10月から図書を三葛館、紀三井寺館のいずれの図書館でも返却できることとし、キャンパスを超えた利用者の利便性を図った。

コンパクトな空間に、図書スペース、雑誌スペース、AVスペース、閲覧席、検索端末が配置されているため、効率よく情報の入手ができ、利便性が高い。一方、収容能力の点から見

ると、段階的に書庫や書架の増設工事を行い、5万冊まで増設した。しかし、再び満杯に近づいており、大学としてはこれ以上の改築や増築は困難であり、今後は毎年2千冊の除籍が必要となる。

機器については、DVDプレーヤーとブルーレイディスクプレーヤーを設置し、情報メディアの多様化に対応した。電子ジャーナルやデータベースについては、看護を中心に周辺領域も補完して整備しており、三葛キャンパスのみならず、医学部や附属病院の利用者も学内LAN経由で資料にアクセスできる環境を整えている。平成25年からは、洋雑誌は資料形態を電子ジャーナルに変更し、電子ブックも積極的に収集していく。データベースの検索結果から該当雑誌の本学所蔵や電子ジャーナル契約の有無が確認できる機能により、利便性を高めていることは評価に値する。

開館時間については、平成20年度より、業務委託スタッフを配置することで夏期及び学年末休業期間を除き午後10時まで延長し、土曜日開館を実現することができた。しかし、夜間と土曜日は司書資格を有しない者の勤務となるため、レファレンスなどのサービスが制限され、利用の便に支障をきたす場合もある。

これまでの自己点検アンケート結果では、図書館が「とても利用しやすかった・まあまあ利用しやすかった」と回答した者は40名(97.6%)であったことから、図書館は利用しやすい状況であると評価している。

国内外の他大学との協力については、国立情報学研究所のNACSIS-CAT/ILLに参加することによって、目録業務の効率化と相互貸借サービスの充実に有効に機能していると評価できる。

(3) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

研究計画の倫理審査は、研究対象者の人権を守ることをその主眼とし、特に研究対象者の脆弱性によりインフォームド・コンセントが形骸化しないよう厳格に行っている。また、意義の大きい研究が適切に実施できるよう、研究者へのアドバイスを行い、大学院生の教育の役割を果たしている。これまで承認を受けた研究に倫理上の問題が生じたことはない。

2) 改善すべき事項

(1) 充分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

平成18年度に研究棟を新設し、情報処理の設備を整えたため、大学院生が学習する研究室においては問題ない。しかし、学部学生と共同で使用する学内施設においては、平成24年現在、学部の前身である和歌山県立医科大学看護短期大学部の開学から17年目を迎え、設備など修繕を必要とする施設設備が増えてきており、今後更に修繕箇所が増えることが予想される。

教育研究環境の整備や最新のIT技術に対応するため、コピー機等の印刷機器・情報処理教室のパソコンなどの機器が5年目となり、更新が必要となってきた。今後、情報漏えい等に対してどのような安全対策を図るかが、急務となっている。

(2) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

収容能力にほぼ達している現状から、今後は毎年約2千冊の除籍が必要となる。将来的に

は利用価値の高い資料も除籍の対象とせざるを得ないことが予測される。

座席数については、今なお充足率は十分とは言えず、既存の建物を利用してレイアウトを工夫し、さらなる増設を検討する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

(2) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

図書については、利用価値の低くなった資料の除籍を実施しながら、電子ブックなどの電子媒体資料の充実を図るとともに、今後も看護を中心とした学術資料のコレクションを強化していくことが必要である。雑誌については、文献単位での利用が多いことから、電子ジャーナルやバックファイルの充実を図り、資料費全体の予算的措置を講じ、積極的に収集していく努力が必要である。これにより、図書館へ来なくとも必要な情報が入手できるようにし、本当に図書館員の手助けが必要な利用者に対して、充実した人的支援サービスを行うという環境を整備したい。

資料スペースの狭隘化に対しては、今後、除籍対象とできる資料が限定されてくることが予想されるため、電子化の動向に注意を払いながら資料に適した媒体での購入に加え、引き続き何らかの物理的な措置を検討していく必要がある。

(3) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

研究の倫理に関する講義を平成 20 年度から開始し、継続している。

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本研究科は、優れた人材の輩出と有用な研究成果の公表を通じて社会貢献を行うことは勿論であるが、より直接的な社会との関りとして、大学が設置されている地域社会に対する貢献や、地域社会およびより広い社会との協力関係を推進する。このような直接的な社会との関わりは、人々の生活を健康で豊かにするとともに、本研究科の教育・研究を有用で幅広いものにする。本研究科は保健・看護・医療の研究と専門職育成を目的とした県立大学であることから、和歌山県民の保健・医療のための大学資源の有効利用と、地域の健康・医療に関連した産業経済の発展に寄与する活動を推進する。また、地域に開かれた大学として社会人教育の場を提供することにより、地域の生涯学習の一端を担い、さらに、国際技術協力による社会貢献・社会交流を積極的に行う。

以上が社会との連携・協力に関する本学の基本方針である。この基本方針自体は明文化されている訳ではないが、その実現のための組織と規則を整備し、多様な実践を通じて構成員の共通認識として定着している。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

【公開講座、学術講演会の開催】

本研究科として独自に公開講座や学術講演会を開催していない。

【研究成果の社会への還元】

教員の研究活動は以下のように活発である。5年間の総計では、著書は83編、論文127編、学会発表は国際学会、国内学会を合わせると550件であった。国際学会発表数、論文数とも増えている(表8-1)。これらの研究の成果が医療・保健・看護・福祉の分野に寄与するものとする。

表 8-1 発表論文の年度別件数

年度	著書	論文	総説	報告・その他	学会発表(国際)	学会発表(国内)
平成20年度	28	18	2	23	9	81
平成21年度	14	22	3	19	14	74
平成22年度	4	26	3	13	14	97
平成23年度	16	26	1	16	22	98
平成24年度	21	35	7	15	13	103

【地域行政、企業等との研究・事業協力】

学会、地域社会など本学以外での活動として、本研究科教員の学会、地域社会などの本学以外での活動も活発である。他大学等の非常勤講師として、学会の理事、評議員、幹事、専門医制度指導医、支部長、監査委員、監事、世話人として、年次学会の学会長、副会長、企画委員、運営委員として活動する以外に、各種専門委員会委員、諸活動の監修などを務めている。

4. 根拠資料

8-1 和歌山県立医科大学保健看護学 和歌山県立医科大学大学院保健看護研究科 和歌山
県立医科大学専攻科 年報 平成 20 年度～平成 24 年度

第9章 管理運営・財務

第1節 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

大学院の管理運営については、和歌山県立医科大学大学院学則の規定に基づき、本研究科に関する学事管理を行うため、本研究科に大学院保健看護学研究科委員会を置いている。

この委員会は、本研究科を担当する本学保健看護学部の教授をもって組織され、次の事項を審議する。

- ①大学院学生の入学、退学、休学及び除籍に関すること
- ②大学院学生の表彰及び補導厚生並びに懲戒に関すること
- ③学科目に関すること
- ④試験に関すること
- ⑤学位論文審査及び学位の授与に関すること
- ⑥その他大学院研究科の学事に関する重要事項

保健看護学研究科長の選任については、和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科委員会規程により、保健看護学部長をもって充てる。ただし、保健看護学部長が研究科を担当する教授でないときは、当該研究科の教授をもって充てることとしている。

諸規程の制定、改廃は、すべて研究科委員会に諮ることとされている。また、規程は、学内教職員がいつでも閲覧できよう学内ネットワークに載せている。

(2) 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか。

研究科全体の管理運営については研究科長が責任を負っており、研究科長を補佐する機関として研究科委員会がある。研究科委員会は、毎月1回開催している。

研究科運営上の様々な課題については、保健看護学部の各種委員会で検討のうえ、研究科委員に諮ることとしている。保健看護学部の各種委員会組織は、全教員で構成されている。研究科委員会は、担当の各種委員会で検討し、研究科委員会で決定するというボトムアップの流れ、そして、研究科長の方針を研究科委員会を通して教員に周知するというトップダウンの流れ、この双方向のバランスをとりながら意思決定を行っている。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

本研究科の事務組織は事務室であり、事務室長以下職員12名が配置されている。

事務室職員は、県からの派遣職員と法人職員が混在している。県からの派遣職員は、一般的な県の人事異動に組み込まれているため、2年から4年程度で定期的な人事異動がある。法人職員については、法人で人事異動を行っている。本学における事務組織体制については、大学組織の改正等や大学が抱えている課題に対応して毎年必要な見直しが行われてきた。

研究科委員会に関わる事務は、主に保健看護学部事務室で行っている。研究科委員会においては、保健看護学部室長、班長が必ず出席し、必要な時には大学事務局からの関係者も出席し、教職員の間で研究科の理念・目的の共有化を図るとともに問題点の解決を連携協力しながら図っている。

事務組織は、研究科委員会に関わる企画・立案・補佐機能のうち、教育課程及び授業時間割の編成や各種試験の事務、教員人事に関する事務、研究に関する事務などを行っている。

入試業務については、保健看護学部の入試制度検討委員会、入学試験委員会において、本研究科の入試日程、試験方法等を決定している。事務組織は受験志願者の受付、受験票の発送及び受験者名簿の作成、合格発表、入試要項作成など、入試業務等を行っている。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

保健看護学部事務室は、現行の事務内容、事務処理法等を常に点検し、大学院の目的達成のための効率的かつ効果的な運営を検討している。

平成18年度からの法人化に伴い、法人の事務職員の任用制度を制定し、新規に採用された事務職員個々の能力の向上や知識の修得を図ることで、専門性の高い事務組織の構築ができていると考える。

職員研修としては、県の自治研修所や地方事務所、会計センター等が計画・実施している各種の研修へ参加している。しかし、職員数が少ないこともあり、スタッフ・ディベロップメントを実施するまでには至っていない。

2. 点検・評価

1) 効果が上がっている事項

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本研究科の管理運営体制は、適切に運営されており問題はない。また、学部長と研究科長の兼務は、本学の規模を考えると、学部と大学院の教学事項を統合的に把握し、推進することができるという点で長所となっている。

研究科委員会は、種々の課題について協議を行っているが、その協議内容については、逐次、全教員に書面で報告しており、研究科委員会の管理運営方針についての情報共有について効果をあげている。

2) 改善すべき事項

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

事務室職員は、県における様々な部署から事務室に転入し、比較的短い期間で県の他部署に転出するという人事ローテーションが一般的であり、専門的知識を有する職員が育ちにくいシステムとなっている。このため、本学における勤務年数が短いことが普通である事務職員と、大学組織への帰属意識が強い教員等との間にギャップが生じている面もある。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務室職員は、県全体の定期的な人事異動に組み込まれているため、ほとんどの職員は大学勤務が初めての経験となり、業務に習熟するまでに一定の期間が必要となってしまうている。

3. 将来に向けた発展方策

2) 改善すべき事項

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務室職員が人事異動により交替しても、本研究科の業務がスムーズに運営されるよう、業務の詳細なマニュアルづくりを進める。

他大学が実施しているスタッフ・ディベロップメントの研修等に積極的に参加していく。

第2節 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

大学院運営を経営面から支えうるような事務局機能としては、法人経営室（ただし科学研究費に関することは企画研究科）が担っている。

経営面に関する所掌事務としては、

- ① 資金の運用管理に関する事項
- ② 決算の総括に関する事項
- ③ 債権管理の総括に関する事項
- ④ 経営審議会（経営に関する重要事項を審議する機関）に関する事項
- ⑤ 法人の経営分析の総括に関する事項

等があげられる。

一般的研究費は、教員の職階と人数により積算し、保健看護学部の予算委員会の決定を経て配分している。その費目別の割振りは、予算の範囲内において各教員の自主性に委ねられている。

さらに、本学は国など学外からの競争的資金の獲得を推進しているため、科学研究費補助金等の交付を受けている者も多い。

(2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

予算編成等に関しては、平成18年度からの法人化に伴い、理事会が11月に決定する予算編成基本方針に基づき、12月に保健看護学部事務室を通じて、事務局総務課に要求書が提出され、管理的経費等とともに学内調整の上、総務担当理事が予算配分案を作成している。その後、教育研究審議会及び経営審議会の審議を経て、理事会で決定し、3月に保健看護学部事務室に内示されている。

予算執行については、県の条例、規則に準じて事務処理を行っている。本研究科の運営についてもこの政策評価の対象となる。

2. 点検・評価

1) 効果が上がっている事項

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。

学外の競争的研究資金の獲得にも積極的に取り組んでいる。

(2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

予算執行ルールは、県の規定が準用され、確固たる仕組みが構築されている。

獲得された学外の競争的研究資金についても、県の予算執行のルールを準用し、適切な予算管理を行っている。

2) 改善すべき事項

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。

新しい事業を実施する場合などには、法人の担当部局への説明を行い、理事会の議決を経て、予算が成立することになるため、多くの時間と様々な手続等が必要となる。

(2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

学外の競争的研究資金の執行については、文部科学省などからより適正な執行管理を求められていることから、適切な監査を実施できるような体制を整備していく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。

大学として学外の競争的研究資金の獲得を推進していることもあり、各教員が科学研究費補助金に積極的に応募している。今後も、資金獲得のための研修会や勉強会の実施に取り組み、更なる拡大を目指す。

2) 改善すべき事項

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。

一定の予算を確保するため、種々の機会を通じて、法人に対し本研究科の運営方針への理解を得られるようにする。

(2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

学外の競争的研究資金の執行について、学内教員と職員による監査委員会を設置して、定期的に監査を実施していく。

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 研究科の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

自己点検・評価に関する学内規程として「和歌山県立医科大学保健看護学部自己点検・評価委員会規程」（根拠資料10-1）を整備しており、点検・評価結果を学内外に公表するよう定めている。公表方法は、自己点検・評価報告書としてまとめており、関係機関に送付し周知している。しかし、研究科においてはそのような規定はなく、研究科委員会の委託を受けた保健看護学部の各委員会における点検・評価にとどまっており、研究科委員会の総括的な視点に立った点検・評価には至っていない。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

研究科委員会の委託を受けた保健看護学部の各委員会において研究科の点検・評価が行われることによって、研究科の諸活動がその教育理念・目標と照合されるシステムとなっている。しかし、研究科自体には内部質保証に関するシステムは整備されていない。

学生による研究科の講義科目に関する評価（授業評価）は、2年生の口頭試験終了後に毎年行っており、その結果は事務で集計され、保健看護学部の各委員会と研究科の各教員にフィードバックされるシステムとなっている。研究科あるいはそれぞれの教員はそれをもとに講義の形式や内容を精練していつている。

2. 点検・評価

1) 効果が上がっている事項

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

自己点検委員会による授業評価内容の点検と修正が毎年行われている。

ホームページの公開や募集要項の関係機関への送付により、本研究科の諸活動は広く周知されるようになった。その諸活動の点検・評価は研究科委員会の委託を受けた保健看護学部の各委員会における点検・評価にとどまってはいるものの、点検・評価は行われている。しかし、その結果は学外に公表されていない。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

保健看護学部の委員会に点検・評価を委託するという内部保証システムは、多くの教員から意見が寄せられることから、効果的である。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

保健看護学部の各委員会での発言は活発であり、具体的でもある。研究科委員会の委員でない教員の関心も高い。

2) 改善すべき事項

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

保健看護学部の各委員会において点検・評価をすることはできているが、その結果を学外に公表する必要がある。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

研究科委員会としての点検・評価の仕組みを確立する必要があるのかどうか検討する必要がある。研究科委員会に点検・評価を行うシステムを確立することによって研究科の教育理念・目標に沿った評価システムとして機能すると考えられる。

学生による授業評価の結果を教員に公開しているが、授業の改善に役立っているのかという観点からこの仕組みを改善する必要がある。

研究科委員会による質保証システムを作っていく必要がある。

また、質保証を俯瞰するためには、卒業生の活躍度を見ていく必要もあると考える。今後、同窓会の立ち上げなどを検討していく必要がある。同窓会を設立し、同窓会活動を活性化していくことが望まれる。その一環として修了生名簿の作成を挙げている。修了生の就職先での勤務状況調査を履行する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

今回行った点検・評価は、本研究科の教育理念・目標との整合性などを確認できる。その結果を関係機関へ送付すること、あるいはHPへ掲載することにより、研究科の諸活動をより広く周知していく。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

研究科の諸活動の点検・評価の仕組みを研究科委員会の中に正式に位置づけ、規程や細則を作り、それに基づいて点検・評価を行う予定である。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

今回のような点検・評価を行うことによって、大学基準協会による加盟判定ならびに認証を踏まえた改善に向けた取り組みが可能になってくる。

今回の点検・評価を実施した後に、この内部質保証システム自体が機能するかどうかを点検評価すべきである。

院生による授業評価結果を受けて、教員のそれに対する考えと、改善策の提出を促す、FD研修会へ反映させるなどを行うとともに、外部への公表について検討などを実施していく必要がある。

FDによる教授方法・研究の質向上を担保するシステムが必要である。

4. 根拠資料

1 0-1 和歌山県立医科大学保健看護学部自己点検・評価委員会規程